

佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(実績報告)</p> <p>第14条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は令和7年<u>2月28日</u>のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年7月19日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月15日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月18日以降の申請から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和6年10月15日から適用する。</u></p>	<p>(実績報告)</p> <p>第14条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は令和7年<u>2月20日</u>のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年7月19日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月15日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月18日以降の申請から適用する。</p>